

大川市若年者住宅用地取得祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯の定住促進及び人口減少対策として、自らが居住するために住宅用地を取得し住宅を取得した者に対し、予算の範囲内で若年者住宅用地取得祝金(以下「祝金」という。)を交付することについて、大川市補助金等交付規則(昭和56年大川市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅 専ら自己の居住の用に供する(併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。)新築住宅又は中古住宅(マンションを含む。)をいう。

(2) 新築住宅 関係法令に違反しない新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供されたことのないものをいう。

(3) 中古住宅 過去に居住の用に供された住宅をいう。

(4) リフォーム 住宅の機能又は性能の維持又は向上のための工事で市長が認めるものをいう。

(5) 住宅用地 住宅の敷地として利用される土地をいう。なお、分譲マンションにあっては敷地権(共有持分)を含むものとする。

(交付対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に対し、祝金を交付することができる。

(1) 申請時において登記名義人及びその配偶者のいずれも満39歳以下であること

(2) 本市に住所を有し、対象住宅に現に居住している者

(3) 不動産業者を介した売買により住宅用地及び住宅を取得した者(所有権を共有している場合にあっては、土地及び住宅のいずれも第1号に該当する者の持ち分の合計が2分の1以上であること)

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅用地を取得し、新築住宅を建築した者

イ 住宅用地と一体として新築住宅を購入した者

ウ 住宅用地と一体として中古住宅を購入し、リフォームを行った者

エ 分譲マンションを購入した者(中古の場合はリフォームを行った者に限る)

(5) 相続又は親族間売買による取得でないこと

(6) 世帯全員に市税の滞納がないこと

(7) 世帯全員が暴力団員でないこと

(8) 世帯全員が過去にこの祝金の交付を受けていないこと

(9) その他市長が適当と認める要件を満たす者

(10) 当該住宅において5年以上継続して居住する意思を有する者

(祝金の額及び支給方法)

第4条 祝金の額は、1世帯当たり30万円とする。

2 祝金は、次のとおり2回に分けて支給する。

(1) 初年度 15万円

(2) 翌年度 15万円

3 第2回目の支給は、引き続き本市に居住していることを確認したうえで行うものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、若年者住宅用地取得祝金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる

書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 土地及び住宅の登記事項証明書
- (5) リフォームに係る契約書及び領収書（該当する場合）
- (6) 世帯全員の市税の滞納がない証明書
- (7) 世帯全員が暴力団員でない旨等の誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。

(申請期限)

第6条 申請者は、住宅及び住宅用地の所有権の保存又は移転の登記をした日から1年以内に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度における申請の締切は、当該年度の12月31日とする。

3 前項の規定により申請されたものについては、翌年2月までに交付決定を行い、3月までに祝金を交付するものとする。

4 登記日が1月1日から3月31日までの者については、翌年度の申請対象とする。

(交付決定)

第7条 市長は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(祝金の交付)

第8条 市長は、交付決定後、申請者の請求に基づき祝金を交付するものとする。

(実地調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、対象住宅について実地調査を行うことができる。

(返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、祝金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により祝金の交付を受けたとき
- (2) 祝金の交付目的に反する行為があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) その他市長が不適當と認めるとき

(権利譲渡の禁止)

第11条 祝金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(居住継続の努力義務)

第12条 祝金の交付を受けた者は、当該住宅において5年以上継続して居住するよう努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。